



各 位

会 社 名 リネットジャパングループ株式会社 代表者名 代表取締役社長 グループ CEO 黒田 武志 (コード番号:3556 東証マザーズ) 問 合 先 取締役グループ CFO 管理本部長 岩切 邦雄 (TEL 052-589-2292)

第三者割当による新株予約権の発行及び時価発行新株予約権信託®の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催されました取締役会において、以下のとおり、第三者割当により発行される第 21 回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の発行を行うこと及び時価発行新株予約権信託(以下「本信託」といいます。)を活用したインセンティブプラン(以下「本インセンティブプラン」といいます。)の導入について決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、時価発行新株予約権信託とは、時価により発行される新株予約権を受託者が管理し、一定の期 日時点で条件を満たした受益者に対して交付する新たなインセンティブ制度であります。

本制度の導入により、当社は、受益者となる当社役職員等が当社業績拡大及び企業価値向上に向けた貢献意欲の一層の向上を図ることを目的とします。

1. 募集の概要

1. 分米、	- 100.5	
(1)	割 当 日	2022年4月12日
(2)	発行新株予約権数	1,500 個
(3)	発 行 価 額	1,650,000円 (新株予約権1個につき1,100円)
(4)	当該発行による 潜 在 株 式 数	150,000 株 (新株予約権 1 個につき 100 株) (本決議時点における当社発行済総株式数に対する割合 1.22%)
(5)	資金調達の額	76, 200, 000 円 (差引手取概算額: 70, 200, 000 円) (内訳) 新株予約権発行による調達額: 1,650,000 円 新株予約権行使による調達額: 74,550,000 円 差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予 約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金 額から、本新株予約権にかかる発行諸費用の概算額を差し引いた 金額となります。
(6)	行 使 価 額	1株当たり 497円 (固定)
(7)	募集又は割当方法 (割当予定先)	コタエル信託株式会社に対して第三者割当の方法により行います。
(8)	そ の 他	本新株予約権は、当社及び当社子会社並びに関連会社の取締役、 監査役及び従業員並びに顧問及び業務委託先等の社外協力者(以下 「当社役職員等」といいます。)の当社の業績拡大及び企業価値向 上に向けた貢献意欲の一層の向上を図ることを目的として発行さ れるものです。

当社は、一般的に実施されているストックオプションのような従来型のインセンティブプランではなく、信託を用いた本インセンティブプランを活用することにより、当社役職員等を対象として、当社への貢献度に応じて、予め定めた本新株予約権の交付ガイドライン(以下「交付ガイドライン」といいます。)に従って新株予約権を分配することができます。これにより、当社は、当社企業価値の向上に向けた当社役職員等の貢献を公平に評価した上で新株予約権を分配することができるようになり、既存の新株予約権を用いたインセンティブプランよりも一層、当社役職員等の当社への貢献意欲の向上を図ることを期待しております。

なお、本新株予約権の譲渡には、当社取締役会の承認を要します。 <主な行使条件>

- ① 新株予約権者は、2023 年 9 月期から 2027 年 9 月期のいずれかの事業年度において、当社の連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合は損益計算書。以下同じ。)及び連結キャッシュ・フロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書を作成していない場合はキャッシュ・フロー計算書。以下同じ。)から求められる EBITDA (当社が提出した有価証券報告書における連結損益計算書に記載される営業利益に連結キャッシュ・フロー計算書に記載される減価償却費、のれん償却額及び繰延資産償却額を加算したもの。以下同じ。)が、下記各号に掲げるいずれかの条件を満たした場合、これ以降本新株予約権を行使することができる。
 - (a) 2023 年9月期から 2025 年9月期のいずれかの事業年度に おいて、EBITDA が 1,200 百万円を超過した場合
 - (b) 2023 年9月期から 2027 年9月期のいずれかの事業年度に おいて、EBITDA が 1,500 百万円を超過した場合

また、上記における EBITDA の判定に際しては、適用される会計 基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の 事象が発生し当社の連結損益計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切では ないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で 当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調 整を行うことができるものとする。また、当該連結損益計算書 に本新株予約権に係る株式報酬費用が計上されている場合に は、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前 EBITDA を もって判定するものとする。

- ② 上記①にかかわらず、割当日から1年間を経過する日までの間に東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が299円(ただし、発行要項行3.新株予約権の内容(2)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法に定義された行使価額同様に適切に調整されるものとする。)を下回った場合、本新株予約権を行使することができないものとする。
- ③ 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社及び 当社子会社並びに関連会社の取締役、監査役及び従業員並びに 顧問及び業務委託先等の社外協力者であることを要する。ただ し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由がある

と取締役会が認めた場合は、この限りではない。

- ④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時 点における発行可能株式数を超過することとなるときは、当該 本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (注)資金調達の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は新株予約権を取得した者がその権利を喪失した場合、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

2. 募集の目的及び理由

<本インセンティブプラン導入の目的及び理由>

当社は、当社役職員等のモチベーションの更なる向上を図るとともに、企業価値向上の実現に向け、企業価値との一体性と連動性を付与したいという当社の代表取締役社長グループ CEO である黒田武志(以下「本委託者」といいます。)の発案を受け、今般、コタエル信託株式会社(以下「受託者」といいます。)との間で時価発行新株予約権信託設定契約(以下「本信託契約」といいます。)を締結し、当社が信託管理人兼受益者指定権者を務めるとともに、受託者に対して本新株予約権を発行することにより、本信託を活用したインセンティブプランを導入いたします。

なお、本委託者は、本信託の目的を、当社の創業者として、上記の趣旨に則り自らの出捐で、当社 役職員等を対象としてその将来の貢献期待に応じて公平に企業価値の増加に対する恩恵に浴する機 会を提供することと捉えております。

当社としても、当社役職員等が本新株予約権の交付を受けることで、当社の企業価値との一層の一体性と連動性を有することで、企業価値向上への貢献意欲や士気をより一層高めるものと期待しております。

本インセンティブプランでは、本信託契約の定めに従って、本委託者が受託者に対してその手許 資金を信託し、受託者が本新株予約権の総数を引受けるとともに、信託拠出された資金を用いて本 新株予約権の発行価額の総額を払い込むことで、本新株予約権を取得します。受託者が取得した本 新株予約権は、2022年6月末日以降6か月ごとに到来する交付日(以下「交付日」といいます。)に おいて、当社により本新株予約権の交付を受ける者として指定された当社役職員等(以下「受益者」 といいます。)に段階的に分配されることになります。(詳細については、下記「本インセンティブプランの概要図」をご参照ください。)。

当社は、交付日において、受益者を本新株予約権の配分方法が規定される交付ガイドライン(以下「交付ガイドライン」といいます。)に従って指定します。

具体的には、当社の定める交付ガイドラインでは、当社の管理部門担当取締役及び社外役員複数名によって構成され、社外役員が過半数を占める評価委員会が、①採用時の貢献期待度に基づくインセンティブ、②人事評価に基づくインセンティブ、③企業価値向上に対する貢献期待度評価に基づくインセンティブという交付目的ごとに、定められた頻度で当社の役職員等の評価を行い、インセンティブパッケージを仮に付与していくものとされております。そして、評価委員会は、信託期間中に当社役職員等に対して仮に付与されることとなったインセンティブパッケージの個数で示された本新株予約権の全部又は一部を、最終的に受益者に交付すべき新株予約権の個数として決定し、本受託者に通知することとされ、これにより、交付日に本受託者から受益者に対して本新株予約権が交付されることになります。

また、評価委員会は、当社の特定の役職員等のみを受益候補者とし、固有の権利確定条件を付与した信託(以下「アメーバオプション信託」といいます。)を設定し、当該役職員等の貢献期待度等を総合的に評価し、本信託の信託財産となっている本新株予約権の全部又は一部をアメーバオプション信託に移管することができるものとしております。

なお、新株予約権の交付の時期は、2022 年 6 月末までに、最大で 1,500 個(役職員等 1 人当たり 1 個から 150 個)を交付することを想定しております。

当社が今般導入いたしました本インセンティブプランは、現在当社に在籍している者のみならず将来採用される当社役職員等も含めて、将来の分配時点において、それまでの貢献度を考慮して本新株予約権の交付対象者と交付個数を決定することが可能となる点において、一般的に実施されているストックオプションのような従来型のインセンティブプランとは異なる特徴を有するものであります。また、民事信託によって行われる従来の信託型ストックオプションとは異なり、定期的に訪れる交付日において当社の裁量により任意の個数の本新株予約権を取り崩していく点に異なる特徴を有しております。

即ち、従来型の信託を活用しないインセンティブプランにおいては、発行会社は、新株予約権の発行時点で付与対象者及び付与対象者ごとの付与個数を決定しなければならず、①役職員の過去の実績などを基準に将来の貢献度を現時点で見積もって付与した結果、実際の業績貢献度に応じた適切な報酬配分とならない場合や、②発行後に入社する役職員との間の不公平を避けるために、何度も新たな新株予約権を発行しなければならず、その都度煩雑な発行手続きや管理コストの負担が必要になるなどといった課題がありました。また、従来の信託型ストックオプションでは、将来入社する役職員に対しても公平に過去に発行された新株予約権を交付できるメリットは同じくあるものの、交付日が予め固定されており、なおかつ、それぞれのタイミングに交付すべき本新株予約権の個数も固定されており、なおかつ、それぞれのタイミングに交付すべき本新株予約権の個数を交付日に当該固定数の新株予約権の交付を余儀なくされたり②優秀な人材に対して採用直後に新株予約権の交付をコミットすることができなかったりするなどといった課題がありました。

これに対して、本インセンティブプランにおいては、交付日が予め固定されることがないため、受託者に対して発行された本新株予約権を、当社役職員等の貢献期待値に応じて6か月おきに随時、公平かつ段階的に分配することが可能であり、将来採用される当社役職員に対しても適切な数量の本新株予約権を適時に分配することが可能となるほか、本新株予約権の交付日まで当社に勤続していた当社役職員及び社外協力者にのみ本新株予約権を交付することができるため、交付日までに退職者が出た場合にも対応することが可能となるなど、従来型のインセンティブプランでは実現が困難であった柔軟な運用が可能となっております。

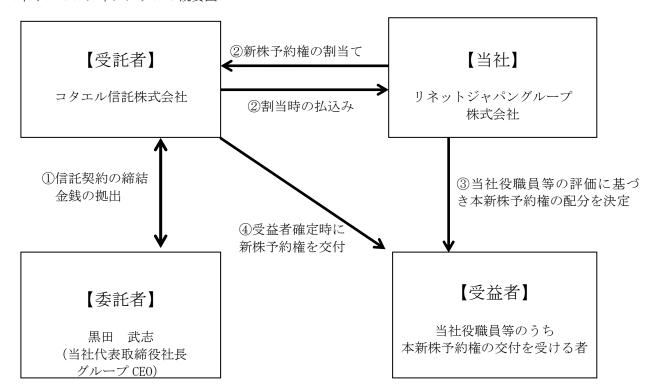
また、本インセンティブプランでは、従来の民事信託による信託型ストックオプション同様に、限られた個数の本新株予約権を将来の貢献度に応じて当社役職員等で分配することになるため、より一層当社への貢献意欲が向上するものと期待されるとともに、優秀な人材の獲得に当たっての誘引手段として機能することが期待されます。

さらに、本新株予約権には、EBITDA に関する業績達成条件が定められていることから、当社役職員等の業績目標へのモチベーションを有することを通じて、当社の企業価値向上へ期待する総てのステークホルダーとの一体感を向上させることが期待できます。

以上のことから、当社は、本インセンティブプランの導入が既存株主の皆様の利益にも資するものであると考えております。

<本信託の概要>

時価発行新株予約権信託設定契約
黒田武志(当社代表取締役社長グループ CEO)
コタエル信託株式会社
信託期間満了日に受益者として指定された者
(受益者確定手続を経て特定されるに至ります。)
2022年4月11日
2022年6月末日
※初回の交付日である同日に交付されない本新株予約権は、その後
6か月おきに到来する交付日において交付されることになります。
(なお、実際の交付日は 2024 年 6 月末日を予定)
本新株予約権を受益者に交付することを主たる目的とします。
本信託契約に基づき、交付日時点の当社役職員等のうち、交付日時点
において受益者として指定された者を受益者とし、それぞれ本新株
予約権の分配数量を確定します。
なお、分配のための基準は、信託契約日である 2022 年4月 11 日付
で定められる予定の交付ガイドラインに規定されております。交付
ガイドラインとは、信託期間満了日に本新株予約権を交付する当社
役職員等の範囲と数量を決定するために当社が定めた準則であり、
当社は交付ガイドラインに従って当社役職員等の業績を評価し、本
新株予約権の分配を行います。その内容は、上記<本インセンティブ
プラン導入の目的および理由>に記載の通りです。



- ① 委託者である黒田武志が受託者との間の本信託契約に基づき受託者へ金銭を拠出し、本信託を設定します。当社は、本信託契約に基づき、信託管理人兼受益者指定権者に就任します。なお、本インセンティブプランは、本委託者から将来の受益者に対する贈与の性格を有するものです。
- ② 当社は、本信託の設定を前提に、2022年3月25日開催の取締役会決議に基づき、受託者に対して本新株予約権を発行し、受託者は、上記①で本信託に拠出された金銭を原資として、当社から本新株予約権を引き受け、本信託契約に従い本新株予約権を信託期間の満了日まで保管します。
- ③ 当社は、交付ガイドラインの定めに従い、交付日までの当社への貢献度等から予測される将来の貢献期待値に応じて、当社役職員等に対して交付すべき本新株予約権の個数を決定します。
- ④ 交付日に受益者が確定し、受託者が管理していた本新株予約権が受益者に分配されます。

※本新株予約権の分配を受けた受益者は、当該本新株予約権の発行要項及び取扱いに関する契約の内容に従い、当該新株予約権を行使して行使価額の払込みをすることで当社の普通株式を取得することができます。また、権利行使により当社株式を取得した受益者は、株主として当社株式を保有し、また、任意の時点で市場にて株式を売却することができます。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1)調達する資金の額(差引手取概算額)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
76, 200, 000	6, 000, 000	70, 200, 000

- (注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の払込金額の総額(1,650,000円)に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(74,550,000円)を合算した金額であります。
 - 2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
 - 3. 発行諸費用の概算額は、信託報酬、新株予約権の価額算定費用等の合計額であります。
 - 4. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

(2) 調達する資金の具体的な使途

本新株予約権は、当社及び当社子会社並びに関連会社の取締役、監査役及び従業員並びに 顧問及び業務委託先等の社外協力者(以下「当社役職員等」といいます。)が、当社の事業成 長と企業価値の更なる向上実現への一体感と連動性をさらに高めることで、意欲及び士気の 向上を図ることを目的として発行されるものであり、資金調達を目的としておりません。

なお、本新株予約権の行使の決定は受託者であるコタエル信託株式会社から本新株予約権の交付を受けた当社役職員等の判断に委ねられるため、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、現時点でその金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難であります。従って、手取金は運転資金に充当する予定でありますが、具体的な金額については、行使による払込みがなされた時点の状況に応じて決定いたします。

また、行使による払込みがなされた以降、上記充当時期までの資金管理につきましては、銀行預金等の安定的な金融資産で運用する予定です。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本新株予約権の発行及びその行使により調達する資金は、当社の業務運営に資するものであり、合理性があるものと考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行価額の決定に際して、当社から独立した第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングに本新株予約権の評価を依頼しました。当該第三者評価機関は、本新株予約権の発行に係る取締役会決議前取引日の東京証券取引所における当社株価終値 497 円/株、株価変動性(ボラティリティ)68.53%、配当利回り0%、無リスク利子率0.235%や本新株予約権の発行要項に定められた条件(行使価額 497 円/株、満期までの期間10年、業績条件、株価条件)に基づいて、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって本新株予約権の評価を実施した結果、1個当たりの評価結果を1,100円と算出しております。

当社取締役会は、かかる本新株予約権の発行価額について、第三者評価機関が評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、当該前提条件を反映した新株予約権の算定手法として一般的に用いられている方法で価値を算定していることから、適正かつ妥当であり有利発行に該当しないものと判断し、本新株予約権の1個当たりの払込金額を当該算出結果と同額である1,100円に決定いたしました。

また、本新株予約権の行使価額については、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日(2022年3月24日)の東京証券取引所における普通取引の終値497円を参考として、当該終値と同額の1株497円に決定いたしました。

さらに、当社監査役全員から、発行価額が割当予定先に特に有利でないことに関し、上記算定根拠に照らして検討した結果、有利発行に該当しない旨の見解を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は 150,000 株 (議決権数 1,500 個) であり、2022 年 2 月末現在の当社発行済株式総数 12,293,600 株 (議決権数 122,898 個)を分母 とする希薄化率は1.22% (議決権の総数に対する割合は1.22%) に相当し本新株予約権の行使により相応の希薄化が生じます。

しかしながら、本新株予約権は、当社の業績拡大及び企業価値の中長期的な増大を目指すに 当たり、当社役職員等の一体感との結束力をさらに高め、より一層の意欲及び士気の向上を目 的としております。また、あらかじめ定める業績に係る目標の達成が行使条件とされており、そ の目標が達成されることは、当社の企業価値・株主価値の向上が見込まれるものと考えており ます。

なお、本新株予約権の行使により発行される株式の総数 150,000 株に対し、当社普通株式の過去6ヶ月間における1日当たり平均出来高は約 146,120 株であり、一定の流動性を有しております。

以上の理由により、当社といたしましては、本新株予約権の発行は、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の皆様の利益にも貢献できるものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると考えております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1)割当予定先の概要					
(1)	名	称	コタエル信託株式会社		
(2)	所 在	地	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号 丸の内ビルディング26 階		
(3)	代表者の役職・	氏名	代表取締役社長 松田良成		
(4)	事 業 内	容	信託業		
(5)	資 本	金	1億円		
(6)	設 立 年 月	日	2018年10月25日		
(7)	/- 14 // //	弋 数	1 億株		
(8)	決 算	期	3月31日		
(9)	従 業 員	数	18 人 (2021 年 9 月 30 日現在)		
(10)	主 要 取 引		一般企業		
(11)		银 行	株式会社三菱UFJ銀行		
(12)	大株主及び持株		株式会社 i Xp 66.66%、株式会社ミスティゲート 33.34%		
(13)	当事会社間の	関係			
	資 本 関	係	当社と割当予定先及びその支配株主との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定 先の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。		
	人 的 関	係	当社と割当予定先及びその支配株主との間には、記載すべき人 的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当 予定先の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係 はありません。		
	取 引 関	係	当社と割当予定先及びその支配株主との間には、記載すべき取 引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該 会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はあ りません。		
	関 連 当 事 者 該 当 状	況	割当予定先及びその支配株主は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		

- (注) 1. 提出者と割当予定先との間の関係の欄は、2022年3月25日現在のものであります。
 - 2. 当社は、割当予定先から、反社会的勢力との関係がない旨の表明書を受領しております。当社においても専門の調査機関(オープンアソシエイツ株式会社、東京都港区虎ノ門 1-23-1 虎ノ門ヒルズ 森タワー8F、代表取締役高橋知道)のデータベースを活用した調査を実施し、割当予定先、その役員及び主要株主が反社会的勢力等とは関係がないことを確認しており、割当予定先、その役員及び主要株主が反社会的勢力等とは一切関係がない旨の確認書を東京証券取

引所に提出しております。受益者の中には社外協力者が含まれておりますが、現時点において割り当てをすることが決定しているものではありません。社外協力者への割当が決定した際には当該割当先が反社会的勢力等とは一切関係がない旨の確認を行います。

(2) 割当予定先を選定した理由

本インセンティブプランを実現するためには、信託を設定し、当該信託の受託者を割当予定 先として新株予約権の割当を行う必要があります。受託者は、信託財産の管理、信託に係る事 務手続きを行うことになります。

当社は、信託型ストックオプションを考案し、本インセンティブプランに関連する特許の出願を行うなど、数多くのインセンティブスキームを開発し続けている松田良成弁護士が代表取締役を務めるコタエル信託株式会社が本インセンティブプランの実現のために必須であること、同社の信託型ストックオプションに対する造詣の深さ、商事信託として本インセンティブプランのオペレーションを知悉していること、2021年8月に発表されたFATF(金融活動作業部会)による第4次対日相互審査報告書において、商事信託でない信託(即ち、民事信託)はマネーロンダリング規制の観点から透明性に課題があるものと認定されたため、そのような趨勢を受けて、本インセンティブプランのような上場株式と密接に関連する信託につき民事信託よりも商事信託を活用することのほうが適切であること等を総合的に判断した結果、コタエル信託株式会社に対して信託の管理事務手続きを委託する方法が最適であると判断し、割当予定先として選定しました。

(3) 割当予定先の保有方針

割当予定先であるコタエル信託株式会社は、本信託契約及び交付ガイドラインに従い、本新株予約権を交付日まで保有し、交付日が到来する都度、当社の指図に従って、当社が指定する数量の本新株予約権を受益者に交付することとなっております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、本新株予約権の払込みに要する資金に相当する金銭の保有状況を、委託者である黒田武志が本新株予約権の発行価額に相当する資金を保有していることを本委託者の預金残高の写しを入手することにより確認しております。

(5) その他重要な契約等

上記の本信託契約のほか、今回当社が発行する本新株予約権に関し、割当予定先との間において締結した重要な契約はありません。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前		募集後	
黒田 武志	24.08%	黒田 武志	23.79%
株式会社 SBI 証券	5. 42%	株式会社 SBI 証券	5. 36%
合同会社 TK コーポレーション	4.04%	合同会社 TK コーポレーション	3.99%
楽天証券株式会社	2. 23%	楽天証券株式会社	2.20%
山田 英治	2.02%	山田 英治	1.99%
鈴木 春美	1.89%	鈴木 春美	1.87%
豊田通商株式会社	1.81%	豊田通商株式会社	1.79%
渥美 裕人	1.52%	渥美 裕人	1.50%
株式会社 SBI ネオトレード証券	1.31%	株式会社 SBI ネオトレード証券	1.29%
コタエル信託株式会社	_	コタエル信託株式会社	1.21%

- (注) 1. 募集前の保有比率は、2021年9月末現在の株主名簿上の株式数を基準としております。
 - 2. 募集後の保有比率は、2021年9月末現在の所有議決権数を、同日時点の総議決権数に本新株予約権の目的である株式の総数に係る議決権数を加算した数で除して算出しております。
 - 3. 上記表中の持株比率は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。
 - 4. 本インセンティブプランの性質上、現時点において、本新株予約権の交付を受ける受益者が確定していないことから、受益者は募集後の大株主及び保有比率には表示しておりません。

8. 今後の見通し

現在のところ、2022 年 2 月 14 日に発表いたしました 2022 年 9 月期の通期業績予想に変更はありません。

また、本新株予約権が行使され、調達資金の使途に従い業務を遂行することにより業績への影響が生じた場合は、直ちに開示いたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権の発行は、①希薄化率が合計 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと (新株予約権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと) ことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結)

決算期	2019年9月期	2020年9月期	2021年9月期
売上高	7,931,191 千円	6, 124, 238 千円	6,938,623 千円
営業利益	429,782 千円	214,061 千円	518,304 千円
経常利益	386, 244 千円	241,642 千円	501,241 千円
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純 損失(△)	247, 264 千円	△1,602,569 千円	200, 398 千円
1株当たり当期純利益又は1株当 たり当期純損失(△)	25. 25 円	△148. 98 円	16.57 円
1株当たり配当金	- 円	- 円	- 円
1株当たり純資産	247.54 円	128. 12 円	144.57 円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (2021年12月末現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	12, 293, 100 株	100.00%
現時点の転換価額(行使価額)における 潜在株式数	2, 280, 700 株	18. 55%

⁽注)潜在株式数には、2022 年 3 月 9 日に行使期間満了となり、消滅した第 18 回新株予約権の 793,900 株(発行済株式数に対する比率 6.46%) が含まれております。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	7K7C 9 1113	- / 1// -		
		2019年9月期	2020年9月期	2021年9月期
始	値	1,079円	881 円	585 円
高	値	1,770円	890 円	964 円
安	値	688 円	293 円	503 円
終	値	875 円	595 円	657 円

② 最近6か月間の状況

	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3月
始 値	654 円	616 円	625 円	663 円	454 円	469 円
高 値	677 円	727 円	748 円	664 円	483 円	530 円
安 値	584 円	605 円	606 円	415 円	416 円	442 円
終値	610 円	635 円	659 円	436 円	461 円	497 円

⁽注) 2022年3月の株価については、2022年3月24日現在で表示しております。

③ 発行決議日前日における株価

		2022年3月24日
始	値	490 円
高	値	501 円
安	値	485 円
終	値	497 円

(4) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

・第三者割当による第18回新株予約権の発行

・ 第二百割目による第 18 四利休	,小3个E v 2 元 1]
割当日	2020年3月9日
発行新株予約権数	26,000 個
発行価額	総額 13, 858, 000 円
	(本新株予約権1個当たり 533 円)
発行時における	1,713,758,000円 (差引手取概算額)
調達予定資金の額	
募集時における発行済株式数	10,410,500 株
割当先	株式会社 SBI 証券
 当該募集による潜在株式数	2,600,000 株
当成分米による旧江が八数	2, 000, 000 px
現時点における行使状況	行使済株式数:1,206,100株
現時点における 調達した資金	497 百万円
の額	
発行時における当初の資金使 発行時における当初の資金使	① M&A 資金
光 1 時における目別の真金使	② 海外事業の運転資金の貸付
発行時における支出予定時期	① M&A 資金 2020 年 3 月~2020 年 12 月 ② 海外事業の運転資金の貸付 2020 年 3 月~2020 年 9 月
現時点における充当状況	① Chamroeun Microfinance Plc. に対する増資
	322 百万円
	② Mobility Finance(Cambodia)Plc.の株式追加取得
	175 百万円

⁽注) 第 18 回新株予約権については、2022 年 3 月 9 日をもって行使期間が満了しており、現時点では消滅しております。また、2022 年 3 月 10 日に開示した「第 18 回新株予約権の行使期間満了及び資金使途変更に関するお知らせ」に記載のとおり、行使期間満了と資金使途変更について開示しております。

株式会社リネットジャパングループ第 21 回新株予約権 発 行 要 項

1. 新株予約権の数

1,500 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 150,000 株とし、下記 3.(1)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権1個あたりの発行価額は、1,100円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金497円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により 行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

.

調整後行使価額=調整前行使価額 ×

分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、 次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当 社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処 分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間(以下、「行使期間」という。)は、2025年4月12

日から 2032 年4月11日(但し、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)までとする。

- (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 ①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

- (6) 新株予約権の行使の条件
 - ① 新株予約権者は、2023年9月期から2027年9月期のいずれかの事業年度において、当社の連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合は損益計算書。以下同じ。)及び連結キャッシュ・フロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書を作成していない場合はキャッシュ・フロー計算書。以下同じ。)から求められるEBITDA(当社が提出した有価証券報告書における連結損益計算書に記載される営業利益に連結キャッシュ・フロー計算書に記載される減価償却費、のれん償却額及び繰延資産償却額を加算したもの。以下同じ。)が、下記各号に掲げるいずれかの条件を満たした場合、これ以降本新株予約権を行使することができる。
 - (a) 2023 年 9 月期から 2025 年 9 月期のいずれかの事業年度において、EBITDA が 1,200 百万 円を超過した場合
 - (b) 2023 年 9 月期から 2027 年 9 月期のいずれかの事業年度において、EBITDA が 1,500 百万 円を超過した場合

また、上記における EBITDA の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の連結損益計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、当該連結損益計算書に本新株予約権に係る株式報酬費用が計上されている場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前 EBITDA をもって判定するものとする。

- ② 上記①にかかわらず、割当日から1年間を経過する日までの間に東京証券取引所における 当社普通株式の普通取引終値が299円(ただし、発行要項行3.新株予約権の内容(2)新 株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法に定義された行使価額同様 に適切に調整されるものとする。)を下回った場合、本新株予約権を行使することができな いものとする。
- ③ 本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社の子会社・関連会社の取締役、監査役、従業員もしくは顧問、業務委託契約先等の社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ④ 上記②は、新株予約権者が当社と契約関係にある信託会社であって、当該信託会社が信託 契約の定めに従い本新株予約権を行使する場合には適用しない。
- ⑤ 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ⑥ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総 数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑦ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- 4. 新株予約権の割当日

2022年4月12日

- 5. 新株予約権の取得に関する事項
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは 分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総 会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社

取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.(6) に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- 6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.(1)に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する 事項

上記3.(4)に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記3. (6) に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記5に準じて決定する。

- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
- 7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

2022年4月14日

以上